

第二百一回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 六 号

令和二年三月三十一日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 松島みどり君

理事 伊藤 忠彦君 理事 鬼木 誠君

理事 田所 嘉徳君 理事 葉梨 康弘君

理事 藤井比早之君 理事 稲富 修二君

理事 階 猛君 理事 山尾志桜里君

理事 濱地 雅一君 井出 庸生君

安藤 高夫君 奥野 信亮君

井野 俊郎君 神田 裕君

門山 宏哲君 国光あやの君

黄川田仁志君 繁本 護君

小林 茂樹君 中曽根康隆君

出畑 実君 宮崎 政久君

古川 康君 吉川 起君

山下 貴司君 高木錬太郎君

和田 義明君 松田 功君

日吉 雄太君 山川百合子君

松平 浩一君 藤野 保史君

竹内 謙君 串田 誠一君

法務大臣 森 まさこ君

法務副大臣 義家 弘引君

法務大臣政務官 宮崎 政久君

政府特別補佐人 一宮なほみ君

(人事院総裁) 村田 斉志君

最高裁判所事務総局総務局 堀田 眞哉君

最高裁判所事務総局人事局 笠井 之彦君

最高裁判所事務総局総務局 安東 章君

最高裁判所事務総局総務局 安東 章君

最高裁判所事務総局総務局 安東 章君

最高裁判所事務総局総務局 安東 章君

最高裁判所事務総局総務局 安東 章君

最高裁判所事務総局総務局 安東 章君

第一類第三号 法務委員会議録第六号 令和二年三月三十一日

政府参考人
(内閣法制局第二部長) 木村 陽一君

政府参考人
(人事院事務総局職員福祉局長) 合田 秀樹君

政府参考人
(人事院事務総局給与局長) 松尾恵美子君

政府参考人
(法務省大臣官房政策立案総括審議官) 西山 卓爾君

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制部長) 金子 修君

政府参考人
(法務省人権擁護局長) 川原 隆司君

政府参考人
(出入国在留管理庁次長) 菊池 浩君

政府参考人
(法務委員会専門員) 高嶋 智光君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

委員の異動
三月二十三日 藤井 宏治君

理事越智隆雄君同日委員辞任につき、その補欠として藤井比早之君が理事に当選した。

三月三十日
単独親権制度の撤廃に関する請願(下条みつ君紹介)(第三九六号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

同串田誠一君紹介(第四三五号)

選挙的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書(北海道士幌町議会)(第一〇六〇号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(大阪府河内町議会)(第一〇六一号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

選挙的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(岡山県倉敷市議会)(第一〇六二号)

取消し判決が確定しただけでは、法律上、当然に難民認定の効果が生ずるものではなく、改めて行政庁による難民認定手続が必要でございします。ただ、御質問のとおり、取消し判決が確定したというその司法的判断を尊重して、難民を認定することとしております。

○松田委員 ちよつと時間が押しておりますので、次の質問に移りたいと思います。諸外国に比べて難民認定率の低さの原因をどう分析されているかをお伺いしたいと思います。

認定率と保護率を別に計算しているとか、逃げてくる国の傾向が違うためと伺いましたが、逃げてきている国ごとに比べても、認定率は非常に低いと思われまふ。

また、日本は、恐怖に十分に理由があるの解釈に政府から殊さらに注視されていなければならぬと、かなり狭めていっているように思います。国によつて基準が異なることは本来あつてはならないはずでございします。日本の難民条約に対する解釈は本来の難民保護の意図から外れているのではないかと。弁護士や研究者から、国際的に通用しないという指摘があることも承知と思ひます。

○松島委員長 質疑時間が終了していますので、簡潔にお願いします。

○松田委員 それらの意見を踏まえて、原因についてお答えをいただきたいと思ひます。

○松島委員長 簡潔にお答えください。

○高嶋政府参考人 難民認定率が少ないことについての御質問でございしますが、他国と異なり、欧州等と異なりまして、我が国では、シリア、コンゴ、アフガニスタンといった大量の難民、避難民を生じさせる国の出身者からの難民認定申請が非常に少ないという状況がございします。

また、さまざまな国の難民認定制度、それぞれ、いろいろ政策的に違つていいる面がございします。どのような具体的事案において、どのような事情を申し立てて、どのような申請を行ったのか、どのような認定がなされたのか、必ずしも難民認定率のみをもって単純に比較することは困難

であるというふうにご考へております。

我々としては、このような状況の中で、申請内容を個別に審査し、難民条約の定義に基づいて、難民と認定すべき者を認定しているところであり、また、難民と認定できない場合でありまして、本国情勢などを踏まえて、人道上の配慮が必要と認められる場合には、我が国への在留を、これは庇護として認めているところとございします。

引き続き、難民認定を適切に運用し、また、庇護を必要とする場合には庇護をしつかりやつてまいりたいと思ひます。

○松田委員 ありがとうございます。

それでは、ちよつと時間がなくて質問できなかった、また、来ていただきまして、申しわけございせんでした。またよろしくお願ひします。

○松島委員長 次に、藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。新型コロナウイルスは日本社会全体に大きな影響を与えていると思ひます。さまざまな省庁にかかわる動きの中で、当法務委員会との関係でいいますと、きよう、冒頭取り上げさせていただいたのは、この新型コロナウイルスの問題を特定の国へのヘイトスピーチに悪用している動きがあるという問題であります。

昨日、志村けんさんもお亡くなりになりました。私も心からお悔やみを申し上げたいと思ひつております。しかし、この亡くなられた志村けんさんのことまでヘイトスピーチに悪用されて、例えば、志村さんは中国人に殺されたとか、中国人が殺したとか、そういう憎悪をおおるような悪質なツイートを大量に拡散されてしまつていたり、あるいは、それにとどまらず、相手方の殺害とか、あるいは相手方を排除するということをお呼びかけるような声まで出てきています。まさにこれはヘイトスピーチだと思ひます。

森大臣は、今月六日の所信表明の際にもこのヘイトスピーチについて取り上げられて、丁寧かつ粘り強く取り組みますというふうにご表明をされました。そのとおりだと思ひますね。やはり丁寧な、粘り強い取組が必要だと思ひます。

昨年の十一月十四日の参議院の法務委員会でも、ヘイトスピーチ解消法の質疑の際に、「国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動はあつてはならないと思ひます。」と答弁されております。

新型コロナウイルスへの不安というのは、今後どのような形で噴き出すのか、我々もわからないところがあると思ひます。それがヘイトスピーチという形で再び起きてくる可能性もこれはあるわけでありまして、今こそやはり政府は、法務大臣としてメッセージを発するべきだと思ひます。

そこで、大臣に、やはりこの新型コロナウイルスの問題をめぐつても、特定の地域に住む人々や特定の人種や民族、これを攻撃したりあるいは排除するようない、敵対心をあおるような行為は許されぬんだ、あつてはならないんだという強いメッセージを改めて発していただきたいと思ひますが。

○森国務大臣 このたびはお亡くなりになりました志村けんさんの御冥福を心からお祈りするとともに、新型コロナウイルスでお亡くなりになつた全ての方の御冥福をお祈りしたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染症に対する国民の不安は増大しております。そのような中で、新型コロナウイルス感染症に関連して不当な差別や偏見があつてはならないことは言うまでもないこととございします。

法務省としては、これまでも、SNS等においてその旨のメッセージを発信しております。例えば、人権擁護局のツイッターにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する誤った情報に基づく人権侵害がないように、日本語のほかは中国語でも発信しているところとございします。

法務省としては、ヘイトスピーチの解消を始め、偏見や差別のない社会、そして全ての人がお互いの人格や尊厳を大切に生きてきた人生を享受できる共生社会の実現に向け、人権擁護活動にしっかりと取り組んでまいります。

○藤野委員 この新型コロナウイルスの問題というのは長期化するといふふうにご言われております。ですから、今後、大臣が所信でおつしやつたように、このヘイトの問題、ヘイトスピーチ、どのような形で出るかわかりませんので、丁寧かつ粘り強い取組を求めたいといふふうに思ひます。

その上で、本法案の質疑に入りたいと思ひますが、本法案は、裁判官についての定員は増減なしと先ほどありました。しかし、裁判官以外の裁判所職員について十七名の減員を行うという中身になつております。全体で十七名の減員というのは過去最大の減員でありまして、裁判所の人的体制というのは、これによつてますます不十分になつていくことになりまふ。

そもそも、司法府というのは三権の一つを担う存在でありまして、司法の独立、憲法で定められた国民の裁判を受ける権利、この充実のために独自の、行政とは違つた独自の司法府としての予算と体制をつくる責任と権限をお持ちなわけですね。

ところが、その裁判所が、行政府、内閣が策定した定員合理化計画にある意味協力している。協力する義務はないわけですね、これはもう当委員会でも何度も確認しておりますけれども、協力する義務はないけれども、これを協力してきたというところで、しかも、これは一回、五年間でしかたかて終わつたんですけれども、この計画自体は、今度の五年間もこれから始まるわけですが、これにまた協力しようという。本当に、そういうことで憲法で定められた国民の裁判を受ける権利、これを保障する責任を果たすことができるのかということだと思ひます。

私たちは、これは、この間の定員合理化計画への協力を見ても、裁判所の体制というのは本当に

弱まっている、ですから、この法案には反対という立場をとりたいというふうに思っております。その上で、きょうは、新型コロナウイルスが裁判所の現場に与えている影響についてお伺いします。

最高裁にお聞きしますが、裁判所にどのような影響が今出ているでしょうか。

○村田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

全国の裁判所におきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、期日の性質や当事者の意向等も考慮した上でございますけれども、特に急ぐというものでない事件につきましては期日を変更したり、あるいは期日を実施する場合であっても電話会議を利用したりすることなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止ということの対策に努めているところでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば、実際に、当事者に発熱等の症状があるという御連絡をいただいて、裁判体の判断によつて期日の変更を行ったというような事案もございますし、また、手続が終わつてから、発熱等の症状が関係者に出たという連絡をいただいて、当事者の動線等を振り返つて確認した上で消毒等の必要な対応をとつたというものもございます。また、感染防止の観点から、多数の傍聴者が見込まれる事件について、間隔をあけて着席させるように傍聴席の利用法を定めて、そのような期日を実施したというような形で事例が生じているものもございます。

このような形で、事件処理の面におきましても一定の影響が出てきているところでございます。

○藤野委員 もうちょっと数字的なものを私はお伺いしたかったですけれども、まあ、いろいろな影響が出ているということでありました。

東京地裁などでは、五十二の傍聴席のうち三十三を使えないようにして間をあけるとか、そういう取組もやられているということが報じられております。さいたま、水戸、岐阜、横浜、千葉、名

古屋、浜松、大津などの地裁や支部で、裁判員裁判の公判や選任手続、これが取り消されたというふうに、きょうも報じられております。東京新聞ですね。

やはり、なかなか大きな影響がこれからも出てくる可能性というのは、これは否定できないというふうに思ふんですね。

というのは、やはり裁判というのは当事者が法廷や調停室に集まつて話し合うということで進めていく性質のものでありますので、どうしても進めていくには、なかなか限界もあるというふうに思ひます。特に刑事事件について言うと、やはり、憲法に定められた迅速な裁判を受ける権利というのがあるもので、その要請があるもので、じゃ、今回、その対策とどう調整をとっていくのかという難しい問題もあるというふうに思ひます。

最高裁は、事務連絡をことし二月二十六日に出されておまして、今少しおっしゃられたさまざまな検討もされていると思うんですが、もう少し具体的に、例えばこういう検討をしているとか、そういうのをもう少し具体的に御紹介いただけたらいいですか。

○村田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。委員御指摘の、二月二十六日付の事務連絡につきましては、御指摘があつたとおり、事件処理については閉鎖空間において近距離で会話をを行うといったこともあり得るわけですので、そういった性質の期日かどうか、あるいは当事者の意向はどううかといったことも考慮した上で、先ほど申し上げたように、柔軟に期日変更等をするというようなことも事務連絡に記載をいたしまして、対策の検討を求めています。

これを受けて、全国の裁判所におきましては、先ほど申し上げましたが、期日の性質、緊急性の度合い、当事者の意向等を考慮した上で、委員の御指摘にもあつたとおり、期日の変更をしたりしている例がございます。また、期日を行う場合であっても、電話会議を利用するという

ことなどで感染症の対策に努めております。

また、その後も、三月の六日付で別途事務連絡を出しておりますが、多数の傍聴者が見込まれる事案につきましてはおおむね一メートル以上の間隔をあけて着席していただくといった形にいたしました。あるいは、傍聴券交付事件におきましては傍聴券を求めると列ができるわけですが、そこにおいても、感染の拡大というようなことにならないよう対策をとるというようにうなことの検討を求めているところでございまして、そういったことが実際に行われているというところでございます。

○藤野委員 私も、全司法労働組合の皆さんから現場の実態を伺つてまいりまして、この間の事務連絡、最高裁が出されているのでいいです、そういう距離をとるとかはいいんですが、例えば体制の問題で、必要に応じて関係機関と連携し、支部や独立簡裁についても必要な人員を確保できるように応援体制を検討しておくというのもあるんですね。この部分が今現場任せになつてしまつていて、非常に大きな矛盾を生んでいるというお話を聞いております。

例えば、現在のところ、家族的責任を抱えた職員は親族を動員して何とかやりくりしているのが目立つた混乱はないものの、じわじわ休みの方がふえているとか、あと、深刻なのは介護なんですね。老人のデイサービスが閉所になつたところもあり、老人介護を抱えた職員は悲鳴を上げています。一斉休校の関係では、現場に近い管理職である主任書記官などの年代が一斉休校のお子さんがいる年代なんですけれども、それが一斉休校で苦勞して、職場から欠ける状態が生まれているとか。こういう実態が既に私どもにも寄せられております。

ですから、事務連絡で応援体制とおっしゃっているのはいいんですけども、必要な人員を確保というのはおっしゃっているのはいいんですけども、具体的にどうするのかということまで踏み込んで支援しなければならぬというふうに思

うんです。

というのも、この間、裁判所職員については抜本的な増員が行われず、地方から都市へというところで大規模な振りかえが行われて、職員が二人しかいない、ここにも出てくる独立簡易裁判所、いわゆる二人庁、二人しかいない二人庁というのが、二〇一二年には十七庁でしたけれども、これが今三十五庁にふえているんですね。倍増しております。ですから、ただでさえ少人数のところから、きめ細やかな対応を求めたいと思うんですね。

その点で、人事院にお聞きしたいんですけども、特別休暇という制度を今回とられていると思うんですが、特別休暇というのはいいんですけども、いいんだけれども、やはりこの制度が、特別休暇の中にもいろいろある号がありまして、十七号とか十八号とかいろいろあるんですけども、これとの関係で、出勤困難という枠組みを使った結果、例えば、一度出勤して途中で迎え、例えば幼稚園とかだと十五時に来ないといけませんから、その十五時に行くためには途中で退勤しないといけないんですが、そういうのに対応できないとか、いろいろあるんですけれども、これになかなか対応できない。

済みません、人事院じゃなくて、そちらで答えただけがいいんですが、これは柔軟に対応できないんでしょうか。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所職員につきましては、休暇に関する人事院規則等を準用しておりますが、特別休暇についても人事院に準じた運用を行っているところでございます。

○松島委員長 もうちょっと大きい声で。

○堀田最高裁判所長官代理者 はい。

今般の出勤困難に関する特別休暇につきましても人事院に準じて運用をしているところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小

学校、中学校等の臨時休業等により、子の世話を
行う職員が当該世話をを行うため出勤が困難となる
場合等に認められる特別休暇でございますので、
出勤に関するものということでございますので、
退庁時には利用できないものと承知しているところ
でございます。裁判所においても同様の運用とな
っているところでございます。

○藤野委員 いや、私が聞いたのは、それを知っ
た上で、ただそれではいろいろ矛盾があるので、
柔軟にできないかと。

例えば、幼稚園は十五時までにお迎えに行かな
いといけないんですね。学童だつてあるわけであ
る。あるいは、時差出勤とか、いろいろ関係もあ
つたりして、なかなか対応できない。あるいは、
は、免疫不全の持病があるために、感染予防のた
めに自宅待機をしたいんだけど、これは、今の
特別休暇のあれでは、予防、自主的なやつは自
宅待機できないと言われたというふうな、という
う声も、実例も挙がっているわけですね。

新型コロナウイルスに感染している可能性があると言わ
れたけれどもどうしようかという判断のときに、
ずばつと、そういうのはいいですよ、自宅にいて
くださいと言ってくればいいんだけど、そこがは
つきりしないので、可能性では適用外だと言われ
ているんですね、今の段階。これでは、本
当の意味での感染拡大防止にもならないというふ
うに思います。

人事院に準じてとおっしゃってありました。こ
の出勤困難休暇というのは、人事院の規則一五
一四の二十二条の一項十七号だと思ふんですね、
十七号。これ以外にも、例えば、十八号は台風な
どの災害時に早い退庁が認められる、あるいは、
十六号は、災害等やこれに準ずる場合で職員が勤
務しないことが相当と認められるときという規定
があるんですが、これが日数制限があつたりして
とか、いろいろあるんです。

確かに制限はあるでしょう、あるんですけども、
も、かつてない事態なわけですから、こころな
は、やはり準じてとおっしゃるのであれば、柔軟

に運用できませんかということを開いているん
です。ちよつと、もう一回お願いします。

○堀田最高裁判所長官代理者 先ほどの制度的な
限界もあるところでございしますが、裁判所におき
ましては、例えば、早出遅出勤務等といいまし
て、他の制度も利用して勤務時間を早めることで
一定程度早目に帰ることもできるというたような
ことも、運用上、工夫をしているところでござい
まして、今後も制度の枠内でできる限りの配慮を
してまいりたいと考えております。

○藤野委員 早出遅出とおっしゃいましたけれど
も、まさにそれが、十五時までには幼稚園に行か
ないというのに使えないんですね。幼稚園、十五
時までの対応というのは、早出遅出というのは認
められたけれども、一番早い出勤班というのが七
時から十五時半という枠でして、枠外になつちゃ
う。だから、この早出遅出勤で、はだめだとい
うことを寄せられているんですね。

ですから、制度の枠内と最後おっしゃいました
けれども、そこじゃなくて、これだけの事態が起
きているわけですから、そこを本気で、裁判所と
しても、感染拡大も防止するし、職員もちゃんと
守るといふ立場に立てば、そういう制度の枠にと
らわれず対応していくべきだというふうに思つて
おります。

もう一点だけお聞きしますが、例えば二月二十
五日に政府の基本方針が出されて、一斉休校など
の、もう突貫工事をやって、突貫工事の間で、
三月に入るまでに休まざるを得なかったという職
員もいらつしゃつて、その場合、休暇に認められ
るのかといったときに認められないというんです
ね、今の場合。

これもやはり、さかのぼって特別休暇を適用し
て、特に非常勤の方などは無給になつてしまふ、
非常勤の方は一番深刻なんです。ですから、こ
ういう方にもしっかりと給料が払えるように、多
分、お答えは同じになると思うので、柔軟な運用
を求めたいというふうに思います。

やはり、これは本当にかつてなかった事態であ

りますので、柔軟な対応をしていくことが感染防
止にもつながるし、裁判の体制にもつながるとい
うことで、ぜひ御努力をいただきたいと思いま
す。

次に、検察官の定年延長問題についてお聞きを
します。

政府は先日、検察庁法の改正案を国会に提出し
まして、第二十二条は、内閣が定めるところによ
るといふ文言がたぐさんある条文がつけ加えられ
ております。

東京弁護士会は三月十七日に会長声明を出しま
して、このような改正がなされれば、時の内閣の
意向次第で、検察庁法の規定に基づいて上記の東
京高検検事長の勤務延長のような人事が可能に
なつてしまふ、しかしこれは、政界を含む権力犯
罪に切り込む強い権限を持ち司法にも大きな影響
を与える検察官の独立性、公平性の担保という検
察庁法の趣旨を根底から揺るがすことになり、極
めて不当である、こういう会長声明ですね。

改憲問題対策法律家の六団体連絡会も三月二十
四日の共同声明でこうおっしゃっているんです
ね。この検察庁法改正案は、検察官全体の人事に
政権が恒常的に介入することを合法化し、刑事司
法の独立と公正をじゅうりんし続けるものである
ことから、その影響ははかり知れません。

まさに、今回の法案というのは、三権分立の見
地から、刑事司法の独立という点から、与野党を
超えて、これは認めてはならない問題だというふ
うに思います。

内閣法制局にお聞きしますけれども、検察庁法
二十二条というのは、ことし一月、法務省が解釈
変更すると言ひ出した後でつけ加えられた、これ
は間違いないですか。

○木村政府参考人 今回の国家公務員法等の一部
を改正する法律案におきます検察庁法二十二条の
改正案ということでございますけれども、それに
国家公務員法の勤務延長制度の適用を前提とする
読みかえ規定でございますとか管理監督職務上
の年齢による降任等に相当する独自の制度につい
ての特例規定、こういったものが盛り込まれまし
たのは、本年一月の解釈変更の後ということでご
ざいます。

○藤野委員 要するに、一月までこの改正文とい
うのはなかった。それはなぜかというと、改正す
る必要がなかったからだと思います。

配付資料の二を見ていただければと思うんです
が、これは三月十八日の当委員会でも私が委員長
に諮りをして、その後の理事会でも確認されて提
出された、法務省から提出された検察庁法の改正
案の検討を示す文書であります。私が御紹介した
のは通し番号で百六十二というもので、これは昨
年十月末段階の検討状況、検討結果を示したもの
であります。

ここに4ということで、「検察官につき管理監督
職務勤務上限年齢による降任等の特例と同様の規
定を設ける必要はないことについて」とあると思
うんですね。(1)はいいんですが、(2)のど
ろ、ア、イとあるんですが、法務省、これを
ちよつと紹介していただきたいんですが。

○川原政府参考人 御指摘の資料の御指摘の部分
を読み上げさせていただきます。

まず、ア、検察官については、管理監督職務
上限年齢制を導入し得ないことから、本条の適用
はないところであるが、管理監督職務上限年齢制
の趣旨を踏まえた仕組みを導入することから、改正
国家公務員法第八十一条の五と同様の規定を設
けることも考え得る。しかしながら、検察官につ
いては、職制上の段階がなく、降任等が概念し得
ないことから、ほかの一般職の国家公務員に比し
てより柔軟な人事運用が可能である。また、検察
官は、定年に達したときに退官することとされて
いるため、同時期に一斉に退官することとはされ
ていない。さらに、管理監督職務上限年齢制の趣
旨を踏まえて導入する仕組みにおける異動時期は
誕生日を基準としていることから、一斉に異動す
ることにもならない。このように、検察官につい
ては、適切な時機に異動を前倒しするなどすること
が容易であつて、異動により補充すべきポストが

一斉に生ずることにならないことから、現在も国家公務員において導入されている定年による退職の特例(国家公務員法第八十一条の三)に相当する規定も置かれていない。

イ、したがって、改正検察庁法第九条第一項、第十条第一項、第二十条第二項及び第二十二條第二項により管理監督職務上限年齢の趣旨を踏まえた仕組みを導入したとしても、それにより公務の運営に著しい支障が生ずるなどの問題が生ずることは考えがたく、検察官については、改正国家公務員法第八十一条の五と同様の規定を設ける必要はない。

以上でございます。

○藤野委員 私、これは極めて論理明快な文章だと思えます。検察官は職制上の段階がなく、降任等が概念し得ない、同時期に一斉に退官しない、同時期に一斉に異動もしない、だから、公務の運営に著しい支障が生じるなどの問題が生ずることは考えがたく、勤務延長の規定を設ける必要はない。

大臣にお聞きしたいんですが、要するに、職制上段階がないとか、一斉に異動しないとか、一斉に退官しないとか、三つのないといいますが、三ないというべき状況、これは十月末の段階の文書なんです、この十月末からこの状況は変わったんでしょうか。

○森国務大臣 昨年の十月末ごろ時点では、御指摘のように、退官や異動により補充すべきポストが一斉に生ずるおそれがあるかないかという観点のみから検討をしておりました。(藤野委員)あるかないかだけ、まず答えてください」と呼ぶのは、これについては現在も同様でございます。

○藤野委員 まさにこは、私は立憲事実にかかわる問題だと思ふんですね。昨年十月の段階では、この三つ、三つというか、要するに、全く検察官には国家公務員一般職の問題は当てはまらないんだ、なぜなら検察官にはまさにこういう特性があるからだということなんですね。まさにこれは立憲事実の部分です。

立憲事実の変更はないと今大臣はおっしゃいました。これは重大な問題だと思ふんですね。こういう理由で検察官には同様の規定を設ける必要はないと言っていた、ここを変えるのではなくて、全く別の、昭和五十六年から何かインターネットが発達したとか、よくわけのわからない理由を持ってきて、今回、この後の部分、きょうはちよつと紹介しませんが、後ろの部分ではあるそういうものをやっている。

私は、この間に何が変わったのかなど。要するに、去年の十月末からこの一月までの間にですね。

十月末の後でいえば、十一月八日には、桜を見る会で、参議院で予算委員会での質問があり、火を噴きました。十二月七日には、東京地検特捜部があきもと司衆議院議員の元秘書宅を捜索する。

十二月二十五日には、東京地検特捜部が同議員を収賄で逮捕する。二十七日には、広島地検が河井あんり議員の捜査に着手したと報じられました。

一月十四日には、安倍総理自身が桜を見る会で刑事告発されるんですね。一月十五日には、広島地検が河井夫妻の自宅などを捜索する。それを受けて、法務省が一月十六日に、例の内部メモですね、二〇〇一六メモなるものを、本日にそのときにつくったのかわかりませんが、十六日、十七日には、内閣法制局と法務省の意見照会が行われる。一月二十二日には人事院。一月三十一日に閣議決定。こういう流れなんですね。

つまり、昨年、こうやって、検察官には当てはまりませんよと言っていた後、変わったのは、この検察官の当てはまらないという特殊性ではなくて、いわゆる刑事告発される、安倍総理自身が刑事告発されるというような、まさに安倍政権をめぐる刑事的な環境が変わっているわけです。

それを受けて出てきたのが、配付資料のこの改定案ですね。これは私もびっくりしましたけれども、上が新しい方で下が古い方なんです、下の現行法の方は、検察庁法二十二条というのは、この書きぶり

で、この形式でいうと三行しかないんですね。それが、新しい方は、私数えてみたら、百四行もあるんですね。めちゃくちゃふえているんですね。ふえているのはなぜかという、無理やり、必要ないと言っていたものを当てるためには、条文を物すごくひねくり回しているわけです。

きょうは、その中のうち、内閣の定める事由があるときというところに焦点を当てたいと思うんですけれども、この内閣が定めるところによりという、この内容というのは今決まっているんでしょうか。

○川原政府参考人 お尋ねはその内閣が定めるところによりの中身ということでお答えをさせていただきますが、検察庁法の改正案第二十二條第六項で、内閣の定めるところによりという要件につきましては、役所の特例の期限の延長の要件を慎重に判断するものとするため、判断の連続や判断に際し考慮すべき事項などについて定めることを検討しております。

いずれにいたしまして、今後、国会での御審議を踏まえ、内容や具体的な形式について検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○藤野委員 結局、いずれにしろの後で、言ったように、今後の話なんですね。まだ何にも決まっていない。

大臣にお聞きしますが、要するに何も決まっていないもので、この法律案の中に、検察官の人事への不当な政治介入を防ぐ担保となる規定というのはどこにあるんでしょうか。

○森国務大臣 まず、検察官の人事の任命権者は内閣又は法務大臣であるということを確認させていただきます。

改正案の検察庁法第二十二條第六項では、検察官の役所の特例の延長について、御指摘のとおり、内閣の定めるところにより、任命権者である内閣が延長することができる旨、規定しております。

その定めについては、今後、国会での御審議を踏まえて検討を進めることとなりますが、現時点では、検察官の役所の特例の延長について、より慎重に判断するものとするため、判断の連続や判断に際し考慮すべき事項などについて定めることを検討しております。

このように、その定めにより、判断、手続が事前に明確化されることから、濫用を防止でき、適切に判断がなされるものと考えております。

○松島委員長 質疑時間が終了しておりますから、簡潔にお願いします。

○森国務大臣 はい、わかりました。

以上でございます。

○藤野委員 もう終わりますけれども、要するに、全く立憲事実が変わっていないのにこういう解釈というか法案を出されてきたということ、そして、その法案の中には、法律上、全く、人事介入していく、政治介入していく歯どめはないということも明らかになりました。この問題は、引き続き厳しく追及していきたいと思っております。

○松島委員長 次に、串田誠一さん。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。きょうは裁判所裁判官の定員等の話なんです、出向についてちよつと質問させていただきます。

いと思ひますが、現在の法務省の民事局長は小出民事局長であります。その前は小野瀬さん、その前は小川さん、その前は深山さん、その前は原さんというところで、全て裁判官なんですね。元裁判官が法務省の民事局長になっている。これはどういう理由でそうなっているんでしょうか。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。法務省民事局長の人選につきましては、政府において行われているものと承知しております。

○串田委員 政府が裁判官を選んできているということなんですよけれども、私は、小野瀬民事局長というのとやりとりをさせていただいて、その真摯なお答え、答弁の仕方に関しては大変敬